



担当課	議会事務局 議会政策課
担当者	志賀
電話	(073) 435-1119
内線	2349

職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

【和歌山城公園普通車駐車場パスカードの私的使用について】

1 被処分者及び処分内容

- (1) 議会事務局 技術主査 56歳 男性 停職3か月
- (2) 議会事務局 技師 64歳 男性 減給1/10 2か月

2 事案の概要

- (1) 当該職員は、令和3年4月から令和5年7月までの期間において、公用の和歌山城公園普通車駐車場パスカードを使用し、出勤時等に合計187回、当該駐車場に私用車を駐車し、駐車料金374、160円の支払いを不正に免れていた。
- (2) 当該職員は、令和3年11月及び令和4年11月から令和4年12月までの期間において、公用の和歌山城公園普通車駐車場パスカードを使用し、出勤時等に合計6回、当該駐車場に私用車を駐車し、駐車料金10、760円の支払いを不正に免れていた。

なお、駐車料金に遅延損害金及び過料を加え、当該職員らから市に弁済済みである。

3 処分理由

このことは、法令遵守や高い行動規範が求められる公務員としての自覚を著しく欠く行為であり、市の信用を大きく失墜させるものである。また、本来発生する駐車料金を支払わず、市に損害を与えた。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

4 その他の処分

上記の処分に係る管理監督責任として、令和3年度から令和5年度までの所属長2名を訓告とした。